

活動組織内に「草刈隊」を結成しました！ (山口県 ふしの川東資源保全会)

平成19年度にスタートした多面的機能支払交付金(旧農地・水・環境保全向上対策～旧農地・水保全管理支払交付金)の制度も、今年で10年目を迎える。制定当時に70歳であった関係者も、今では80歳。山口県内に限らず、全国の農村地域においては、過疎化・高齢化が進行し、地域資源を守ることが大変に困難になっている状況である。とりわけ、年間に数回実施する草刈作業は、農作業における割合も高く、高齢者にとっては時間と労力を要し、事故やケガにつながる危険性の高い作業といえる。

このような状況の中、山口市名田島地域を中心に活動する「ふしの川東資源保全会」(面積542ha 代表 浅原利夫)は、なんとかこの状況を打破する方策はないかと模索し、平成28年4月 活動組織内に「草刈隊」を結成し、農地維持支払交付金を活用して個人の畦畔の草刈りを始めた。

このきっかけは、活動組織内の世話人から「農家の高齢化が進み、非農家も増え、草刈りが難儀になった！」との相談をうけ、平成27年度農村環境の未来を考える研修会の基調講演で聴講した新潟県見附市の多面的機能支払担当者が「うちでは、アゼの草刈に日当を支払う！」という話を思い出したことによる。

そこで、この方策を具現化するためには、組織内においてルールづくりが不可欠であると考え、近隣県において実際に個人の畦畔草刈に日当を支払っている組織はなからうかと調査をしたところ、島根県奥出雲町の「八川(やかわ)地区農地・水環境保全協議会」を探り当てた。

すぐさま、視察研修の申し入れをして、本部役員・支部長を中心に26名の参加者を募った。

本協議会は、全国食味鑑定大会において「特A」の評価を得ているブランド米「仁多米(にたまい・・・こしひかり)」の生産地であり(東の魚沼コシヒカリ、西の仁多米)と言われている。)、多面的機能支払交付金においては、農事組合法人の協力を得て、「直営施工隊」を結成して組織内の多くの農道をコンクリート舗装している組織であった。

この事例を参考にして、平成28年度からふしの川東資源保全会の新開作支部に「草刈隊」を結成。日当1,200円/1時間、草刈機の借上げ代1,000円/1台として活動している。

(問合せ ☎083-973-1901 榎野川土地区改良区 浅原理事長)



草刈作業状況



前列、一番右端が浅原代表



研修会場にて



「地域資源保全管理構想の策定」について

農用地や水路、ため池など、地域資源を持続的に保全管理するにあたり、今後の担い手や農地管理のあり方なども見据えながら、地域をあげての協議や合意が求められています。

Q「地域資源保全管理構想」について

A 地域資源保全管理構想は、農地集積の加速化や担い手の高齢化などの農村の構造変化に対応して、今後、目指すべき地域資源の保全管理の姿、地域として取り組むべき活動の方向性の方策についてとりまとめるものです。策定後はこの構想に基づき、地域資源の適切な保全管理に向けた取り組みを促進していくことが求められます。本構想は、交付金の活動に取り組みはじめてから、**5年目までに**策定するよう義務づけられています。

〇〇〇保全会地域資源保全管理構想

平成〇年〇月作成

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- (1) 農用地
- (2) 水路、農道、ため池

保全管理の対象とする農用地(田、畑、農地、遊休農用地)や水路(開水路、パイプライン)、農道、ため池、施設の範囲、数量、位置を記載する。(活動計画書の図面を添付してもよい)

(3) その他施設等

「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林、揚水ポンプなど、地域で保全管理していく施設について記載する。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1) 農用地について行う行動
- (2) 水路、農道、ため池について行う行動
- (3) その他施設について行う活動

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

組織の構成員については、活動計画書の「〇〇活動組織参加同意書」の一覧を記入するか、同意書自体を添付する形でもよい。意思決定方法については組織内で決めている方法を具体的に記入する。

(2) 構成員の役割分担

構成員の役割分担については、担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

- ① 農用地について行う活動
- ② 水路、農道、ため池について行う活動
- ③ その他施設について行う活動

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

「人・農地プラン」を市町として作成している場合は、それに基づいて担い手農家や農地集積の現状、今後の目標を記載する。同プランを策定していない場合は、地域の担い手となる中心経営体(集落営農組織や個別経営体)を地域の実情に応じて定め、また、農地についても利用の集積先を定める。



5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

本構想策定から5年後くらいを見通して、今後の集落(地域)としての課題や目指すべき方向、そのために取り組むべき活動や方策について記載する。

※1～3については、「活動計画書」で記載した内容をもとに、現時点での活動の達成状況や実績などを踏まえながら、数値や方策などを見直しながら記載するとよい。(注) ため池やその他施設等は、該当する施設がない場合は項目を削除する。